

# 少年法「改正」問題 Q & A

2005年4月29日  
日本弁護士連合会

いま国会に少年法「改正」法案が提出されています。その内容は、警察官の調査権限の拡大強化、少年院送致年齢の下限撤廃、保護観察中の遵守事項を守らない少年に対する施設収容処分など、児童相談所の調査機能や児童自立支援施設の「育てなおし」機能を大きく後退させるものです。

当連合会は、重大な事件をおこした子どもほどその生育過程において大きなハンディをかかえており、その立ち直りには福祉・教育的手当が重要であると主張し、国選付添人制度の導入は除き、今回の「改正」法案に反対しています（『少年法等の一部を改正する法律案』に対する意見（2005年3月17日）、当連合会HP <http://www.nichibenren.or.jp/> をご覧ください）。

**Q1** 長崎事件、佐世保事件等に見られるように、14歳未満の少年による凶悪な事件が増加し、現行法のような、児童相談所や児童自立支援施設を中心とする福祉的対応には限界があるのではないですか。

**A** 『犯罪統計書』、『少年非行等の概要』（いずれも警察庁作成）によれば、14歳未満の凶悪事件に分類される事件のうち毎年8割は放火で占められています。放火事件には、火遊びが燃え広がったケースなど、必ずしも「凶悪事件」と言えないものも含まれています。生育歴や家庭環境の問題から情緒が十分に育っていない等の複雑な問題を抱えている少年が多く、福祉的な助けが必要な少年です。実際にも、放火で補導された少年のほとんどは児童相談所の福祉的対応によって措置されてきました。（2003年に放火で補導された少年166人のうち家裁送致されたのは3人）

また、殺人で補導された少年は、2004年までの10年間で合計28人、以下10年ごとに遡ると1994年までが11人、1984年までが25人、1974年までが20人です。

このように、14歳未満の少年の凶悪犯罪が突然増加したという事実はなく、また、個々の事件の内容を検討しても「凶悪化」が進んでいるとは必ずしも言えません。事件報道のあり方や大人の側の反応の変化によって「少年の凶悪化」というイメージが植え付けられているのです。今、拙速に従来の福祉的対応を、監視や厳罰の方向に転換することは誤った方向です。福祉的対応に不十分な点があるのであれば丁寧に調査検討を重ね、福祉の改善充実を図るべきなのです。

触法少年による凶悪事件の10年ごとの推移

	殺人	強盗	放火	強姦
1955-1964 計	65	750	3103	694
1965-1974 計	20	234	2738	341
1975-1984 計	25	342	2897	243
1985-1994 計	11	248	1523	116
1995-2004 計	28	255	1423	90

『犯罪統計書』、『少年非行等の概要』（警察庁作成）より

**Q2** 日弁連は、なぜ、触法少年の事件に警察の調査権限を認めることに反対するのですか。

A 触法少年の行為は犯罪ではなく、警察が「捜査」することはできないというのが現行法の原則です。実質的にも、触法少年、とくに重大な事件を犯した触法少年の多くは、被虐待体験を含む複雑な生育歴を有しており、少年自身が人格を傷つけられてきた経験を有しています。そのような少年に対しては、福祉的・教育的な観点から、少年が非行に至る背景を探り、ケアをすることが必要です。したがって、従来、触法少年に対しては、警察の捜査ないし調査権限を認めず、警察が触法少年を発見したときは、直ちに児童相談所に通告し、児童相談所が調査することとしてきたのです。

そして、児童相談所が、少年に対して適切な福祉的働きかけをする前提として、家庭裁判所の調査・審判を経ることが望ましいと判断した場合には、家庭裁判所に対して審判を求めています。家庭裁判所は、審判を行う上で必要と判断すれば、自ら調査をし、または他の機関に対し援助・協力をさせることができるのであって、その方法により、少年の措置に必要な事実の解明ができるはずですが、これまで、触法少年の事件で事実が解明されず措置に困ったというような事例は報告されていません。

非行の背景にある複雑な事情を調査できるのは、警察ではありません。かえって、警察が少年や関係者から、自白の強要等の不適切な取調べを行ったことにより、真相解明が阻害される例も多いのです。

このような考えで私たちは、福祉の分野に警察が介入してくることに反対するのです。

**Q3** 日弁連は、なぜ、ぐ犯少年の事件に警察の調査権限を認めることに反対するのですか。

A ぐ犯とは、犯罪ではありません。ぐ犯少年とは、「保護者の監督に服しないなど、将来、法を犯す行為をするおそれのある少年」と定義されます。この定義をみても、その限界は曖昧です。

そのうえ、法案では「ぐ犯少年である疑いのある者」が調査対象ですから、警察官がその気になれば、事実上全ての子どもについて調査権限を行使できることとなります。

そして、警察官は、必要があれば、少年、保護者、関係者を呼び出し質問することができるようになり、さらには、学校や福祉団体、その他公私の団体に照会して、必要な事項の報告を求めるともできるようになります。

学校などでは警察官の照会に対して子どもや保護者の情報をどこまで提供すべきかどうか難しい問題が生じ、教師と生徒との信頼関係にも重大な影響をもたらします。

さらに、警察官は、年齢を問わず全ての子どもについて、児童相談所や家庭裁判所にぐ犯で送致するかどうか判断できるようになりますから、送致するかどうかを見きわめるためとして、調査の名による監視をいつまでも継続できるようになります。

2003年中に「喫煙」や「深夜はいかい」などの不良行為で警察に補導された少年は130万人います。同年の10歳から19歳までの人口は1,311万人ですから、10人に1人が警察から声を掛けられています。この警察の行動が少年法で公認され、呼び出し・質問権限が付与され、さらに保護者や学校、関係団体に対する警察の権限が拡大されるのです。

この様に警察の監視を強め、教育・福祉の後退につながる制度には反対します。

**Q4** 14歳未満の少年についても、事案によっては少年院に入れてよいではありませんか。

**A** 少年院の中では、一般社会とは異なる集団的規律が存在します。「厳しい規律」により、少年に規範を順守する精神を育てることを目的としています。

しかし、触法少年、とりわけ重大な事件を犯すに至った少年ほど、被虐待体験を含む複雑な生育歴を有していることが多く、そのため、人格形成が未熟で対人関係を築く能力に欠けており、規範を理解して受け容れるところまで育っていないことが多いのです。ですから、再非行防止のためには、まずは温かい擬似家庭の中で「育てなおし」をすることが必要なのです。なるべく一般社会に近い形での、親代わりの福祉施設の職員や同年代の児童との関わりなくして、少年を更生させることはできません。

そして、成育歴の中で自分自身が傷ついた体験を持っている少年は、自らが一人の人格として大切にされる経験をもって初めて、自分の犯した罪の重大性に向き合い、贖罪の気持ちをも持つことができるようになるのです。

なお、神戸事件の少年を受け容れた医療少年院では、通常の少年院教育を施したのではなく、児童自立支援施設の手法を取り入れて「育てなおし」を行ったと言われています。未熟で十分な人格形成がなされていない子どもに対しては、それにふさわしい処遇が必要であることを示しています。

**Q5** 保護観察中の遵守事項を守らない少年に対しては、家庭裁判所が少年院送致の処分を言い渡すことがあってもよいのではないですか。

**A** 遵守事項を守らないことが、新たな「ぐ犯事由（非行を犯すおそれがあると認められる事由）」といえる場合には、現行法上、ぐ犯通告制度（犯罪者予防更生法42条）があり、少年院送致することも可能です。しかし、非行を犯すおそれがあるとまではいえないのに、単に、約束を守らなかったというだけで、少年院送致するというのは行き過ぎというほかありません。

いったん保護観察処分を言い渡した後に、新たな非行事実がないのに、少年院送致処分を言い渡すというのは、すでに保護観察を言い渡した前の非行を考慮していると考えざるを得ず、少年を「二重の危険」にさらすおそれがあるものです。

少年の立ち直り・自立へ向けた道のりは長く、険しいのです。保護司は、長期的な視点で、少年のトライ・アンド・エラー（試行錯誤）を見守り、立ち直りに向けた少年自身の努力を助けながら、更生へと導いていくのです。そのためには、少年が保護司を信頼して、不都合なことや、ときに遵守事項違反を犯してしまった事実をも率直に話せる関係を築くことが必要です。すなわち、保護観察は、少年と保護司との間の信頼関係に基づいて行われるものです。「脅し」と「見張り」によって行うものではありません。遵守事項を守らなかったら施設に収容されると脅されるような関係の中で、少年は、自らの悩みを率直に保護司に語るができるのでしょうか。きっと、少年は保護司の前では表面的に「良い子」を演じるでしょう。それでは保護司と少年との関係は表面的なものとなり、真に少年の立ち直りを図ることができなくなってしまいます。それは、今まで無償のボランティアである保護司に支えられて、概ね良い成果を誇ってきたわが国の保護観察制度の瓦解につながります。

## Q6 日弁連は、少年事件の手續や制度について改革を求めることはないのですか。

A 触法少年事件に限らず少年事件手續全般について、改革が必要な点は多々ありますが、早急に改革すべきと考えているのは以下の4点です。

### 国選付添人制度の拡充

現在、少年審判手續の中では、少年が非行事実について激しく争って検察官が関与する場合を除き、少年に国費で弁護士である付添人を付する制度がありません。少なくとも、身体を拘束されている少年には、国費で弁護士である付添人を付する制度を早急に整備すべきです。今回の「改正」法案には、一定の重大事件について国選付添人制度の導入を提案しており、その限度では評価できるものですが、その対象事件が狭いことに加え、少年が釈放された場合に国選付添人の地位がなくなる等の問題点があります。

### 児童相談所等の充実

児童相談所や児童福祉施設の充実は急務です。虐待問題と非行問題は切っても切り離せないという事実が、最近の種々の調査により明らかになっているのですから、非行問題のみを児童相談所から切り離して警察に委ねるよりも、逆に、児童相談所の関与を強め、総合的な対策をとることによって、少年の保護・更生を図ることが児童相談所には求められています。ところが、現在は、残念ながら人的・物的体制が整っているとはいえません。十分な予算を付けて体制強化を図ることが必要です。

### 捜査の可視化

警察による自白の強要により冤罪が生まれる例は後を絶ちません。とくに少年は、被暗示性・被誘導性が強く、虚偽の「自白」をしてしまうことが多いのです。また、少年事件においては、被害者や参考人が低年齢の子どもである場合も多いので、その聴取が正しくされることも重要です。供述内容の信用性を検証するために、取調べの全過程をビデオ録画・テープ録音するなどの可視化を図るべきです。

### ガイドラインの作成

低年齢の子どもから警察官や児童福祉司等が聴取を行う際には、低年齢の子どもの特性に配慮した特別な手法が必要です。諸外国では、児童心理や児童精神科、法律家の共同作業により、低年齢の子どもからの聴取マニュアルが策定されています。わが国でも、早急に、専門家によるマニュアル・ガイドラインの作成が必要です。